

大阪医科薬科大学 大学院医学研究科規程

(令和3年4月13日施行)

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）に基づき、大阪医科薬科大学大学院医学研究科（以下、「本研究科」という。）に必要な事項について定める。

(目 的)

第2条 大学院学則に定める大阪医科薬科大学大学院の目的に基づき、本研究科の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 医科学専攻修士課程は、医療・福祉の分野で社会に貢献できる人材となるに必要な医学・医療・福祉に関する基礎的な学識及び研究能力を養うことを目的とする。
- (2) 医学専攻博士課程は、国際的な医学・医療・生命科学の指導者となるに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(教育課程)

第3条 大学院生は、大学院学則第4条第1項及び第2項に定めるコースのいずれかに所属する。

(入学資格)

第4条 本研究科に入学を志願することのできる者の資格については、入学試験要項に定める。

(教育方法)

第5条 博士課程及び修士課程の教育は、授業及び学位論文等の作成に関する指導によって行う。

(授業科目)

第6条 第3条の各コースにはそれぞれ授業科目を置き、大学院生は定められた授業科目を履修する。

- 2 前項の授業科目は、別表のとおりとする。
- 3 第2項に定める授業科目は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う本学の校舎及び附属施設等以外の場所で大学院生に履修させることができる。

(履修方法)

第7条 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 医学専攻博士課程においては、所定の授業科目31単位以上（統合講義10単

位、基礎研究法実習1単位を含む。)、医科学専攻修士課程においては、所定の授業科目30単位以上(統合講義10単位、特別研究8単位を含む。)を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。

- (2) 専攻する授業科目20単位について、指導教授が研究指導上必要と認める場合には、同一コース内における他の授業科目を履修し、これにあてることができる。ただし、8単位を上限とし、当該授業の指導教授の了解を事前に得ておくものとする。
- (3) 指導教授が研究指導上必要と認め、かつ、他大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、本研究科教授会の議を経て、他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、所定の授業科目の単位を修得していることを原則とする。
- (4) 指導教授が研究指導上必要と認め、かつ、外国の大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、本研究科教授会の議を経て、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、必要な授業科目の単位を修得していることを原則とする。

第8条 前条第1項第1号に定める最終試験については、大阪医科薬科大学大学院学位規程及び関連規程に拠る。

(入学検定料)

第9条 入学検定料は、3万円とする。

(入学金及び学費の納入に関する取り扱い)

第10条 学費の納入は、大学院学則別表に基づく金額を3期に分けて行うものとし、各期の納入額はその年額を等分した相当額とする。

- 2 前項にかかわらず、学費は当該年度初期において一括納入することができる。
- 3 学費の納入期限は、次のとおりとする。ただし、最終日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の営業日を納入期限とする。

1期 3月31日

2期 8月31日

3期 12月31日

- 4 前項にかかわらず、入学を許可された者の学費の納入については、大学院学則第20条に基づき当該年度第1期分を入学手続き時に納入しなければならない。
- 5 本研究科修士課程を修了した者が博士課程に入学する場合、入学金を免除する。
- 6 休学期間中の学費は、授業料相当額の在籍料とする。
- 7 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生、特別研究生及び長期履修適用者の取り扱いについては、別に定める。

(雑則)

第 1 1 条 この規程の施行に際して必要な事項は、本研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(改 廃)

第 1 2 条 この規程の改廃は、本研究科教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 3 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、令和 2 年度以前の医学専攻博士課程入学生については、大阪医科薬科大学大学院学則改正後の第 1 1 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和 3 年 1 1 月 9 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 2 月 2 2 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 4 年度以前の医科学専攻修士課程入学生については、別表の授業科目にかかわらず、なお従前の例による。

(別表) 医学研究科医科学専攻

授業科目	単位数	授業科目	単位数
生体機能構造学概論	2	社会健康医療データ・サイエンス演習	1
病理病態学概論	2	健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標 1 : 理論編 (社会・行動科学概論)	1
臨床内科学概論	2		
臨床外科学概論	2	健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標 2 : 実践編	1
総合医療・救急医療学概論	2	特別研究	8
泌尿生殖・発達医療学概論	1	統合講義	10
感覚器機能形態医療学概論	1		
医療統計学基礎	2		
公衆衛生学基礎	1		
検査診断学演習	2		
治療学演習	2		
医科実験演習	2		
医療機器開発概論	1		
病院災害危機管理総論	1		
多職種連携と病診連携総論	2		
急性期・慢性期医療総論	1		
公衆衛生学・疫学の基本	2		

(別表) 医学研究科医学専攻

授業科目		単位数	授業科目	単位数	
解剖学	講義	4	内科学 I	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
生理学	講義	4	内科学 II	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
生化学	講義	4	内科学 III	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
化学	講義	4	内科学 IV	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
薬理学	講義	4	腫瘍内科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
創薬医学	講義	4	総合診療医学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
病理学	講義	4	眼科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
微生物学・感染制御学	講義	4	皮膚科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
衛生学・公衆衛生学	講義	4	小児科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
法医学	講義	4	神経精神医学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2

授業科目		単位数	授業科目		単位数
社会・行動科学	講義	4	口腔外科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	講義	4	泌尿器科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
産婦人科学	講義	4	麻酔科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
一般・消化器外科学	講義	4	形成外科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
胸部外科学	講義	4	リハビリテーション医学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
脳神経外科学	講義	4	救命救急医学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
整形外科学	講義	4	統合講義	講義	1 0
	演習	4			
	実習	1 2			
放射線診断学	講義	4	基礎研究法実習	実習	1
	演習	4			
	実習	1 2			
放射線腫瘍学	講義	4			
	演習	4			
	実習	1 2			